

諮詢番号：令和3年度諮詢第40号
答申番号：令和3年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年12月13日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分1」という。）、平成30年1月17日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分2」という。）及び同年2月14日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1、本件処分2及び本件処分3を併せて、「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が処分庁へ提出した資料等は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2（9）アに該当しており、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、処分庁が、支給要件に該当しないとして行った本件処分は、法第1条から第4条等及び憲法第25条、第27条1項等に違反し、不当であり違法である。

よって、本件処分の取消しを求め、平成29年12月分から平成30年2月分までの就労活動促進費の支給決定処分を請求する。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分についてみると、処分庁は、①平成29年12月1日付けで審査請求人が処分庁に行った就労活動促進費の支給申請（以下「本件申請1」という。）について、同年4月3日付けの自立活動確認書（以下「本件確認書1」という。）における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを処分庁が決定しており、延長していない限り再延長を認めることができないことを理由として本件処分1を行ったこと、②平成30年1月分又は同年2月分の就労活動促進費の支給申請（以下、同年1月分の申請を「本件申請2」と、同年2月分の申請を「本件申請3」という。）について、本件確認書1における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを処分庁が決定していることを理由として、本件処分2又は本件処分3を行ったことが認められる。
- (2) 局長通知第7の2(9)のとおり、就労活動促進費の支給要件として、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と規定するところ、早期に就労による保護脱却が可能であるか否かの判断については、保護の実施機関が、被保護者の稼働能力の活用の程度や、生活歴、職歴、就労活動実績等を踏まえた総合的な観点から組織的に検討を行うべきものである。また、局長通知第7の2(9)、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問93及び就労活動促進費及び自立活動確認書に関するQ&Aの発出について（平成25年7月19日厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡。以下「自立支援係長事務連絡」という。）Q12のAのとおり、支給対象期間の延長については、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされている。
- (3) 本件処分までの経緯についてみると、①本件確認書1の活動期間は平成29年3月13日から同年9月12日であったこと、②処分庁は、同月5日に審査請求人から活動期間を同月13日から同年12月12日とする自立活動確認書（以下「本件確認書2」という。）の提出を受け、同年9月6日に開催したケース診断会議において、これまでの6か月間の求職活動状況を確認したが採用に至っておらず、これまでの求職活動及び面接の状況から今後の効果が客観的に判断できないという状況を総合的に判断し、支給対象期間の延長を認めないことを決定し、同年9月分の就労活動促進費の支給申請を却下することを決定したこと、③処分庁は、同年10月分及び同年11月分の就労活動促進費の支給申請について、ケース診断会議において

就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを確認し、これらの支給申請を却下することを決定したこと、④処分庁は、本件申請1、本件申請2及び本件申請3について、それぞれケース診断会議において検討の上、就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを決定していること等を理由として、本件処分を行ったことが認められ、処分庁は組織的な検討を行った上で、就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定し、その決定を踏まえ、同様に組織的検討を経て本件処分を行ったものと言える。

また、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、①審査請求人は平成29年4月分から同年11月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかつたこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかつたことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らず、かつ、審査請求人は、複数の保護の実施機関において保護を受給している長期にわたる期間において就労していないという事実を踏まえると、処分庁が、組織的検討の上、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないこととした処分庁の判断に誤りは認められない。

したがって、就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを決定していること等を理由として、本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年1月 7日	諮詢書の受領
令和4年1月 12日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限: 1月 26日 口頭意見陳述申立期限: 1月 26日
令和4年1月 24日	第1回審議
令和4年2月 21日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (4) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第4項は、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。
- (5) 局長通知第7の2(9)は、就労活動促進費について、次のとおり記している。
- 「ア 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。
- （ア）早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者
- （イ）次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。
- a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。
- b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること（後略）。
- c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること（後略）。
- d 確認書に基づく求職活動として、（a）から（c）までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。
- （a）公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- ・公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（後略）
- ・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは1回に限り対象とする。）

- (b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（後略）
- (c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

- イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。
- ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで（最長1年まで）延長できるものとする。
- エ 支給は、本人の申請に基づき、局〔局長通知〕第7の2の（9）のアに定める要件を確認の上、行うこと。
- オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの（イ）のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。
- カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。
- キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。
- ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りではない。」
- なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の

9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (6) 就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成25年局長通知」という。）の「2 対象者」では、支援の対象者について、「保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者（保護開始時点では就労困難と判断された者が、その後、就労可能と認められるようになった場合にはその者も含む。また、保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる場合であっても、本支援を行うことが特に必要と判断した場合にはその者も含む。）（後略）」と記している。

なお、平成25年局長通知は、処理基準である。

- (7) 課長通知の第7の問92の答は、局長通知第7の2（9）のアの（ア）にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」について、平成25年局長通知の2に定める対象者のうち、「現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (8) 課長通知第7の問93は、局長通知第7の2（9）ウにいう支給対象期間の定め方について、「「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知〔平成25年局長通知〕）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長3か月間）まで支給対象期間として差し支えない。さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められるとして、確認書に定める活動期間を延長（最長3か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。（最長1年間）」と記している。

- (9) 自立支援係長事務連絡Q9のAは、「確認書における活動期間のうち、就労活動促進費の支給要件に該当する活動を実施しようとする期間が促進費の支給対象期間となる。ただし、促進費は、支給前1か月間の求職活動の実績を確認した上で支給するため、活動期間の当初月には支給されることはない。（例えば、確認書における活動期間が6か月の場合、前月の活動実績

を確認して支給するため、確認書の活動期間を延長しない限り、支給期間は最大5か月となる。)」と記している。

- (10) 自立支援係長事務連絡Q10のAは、「就労活動促進費は、早期脱却を目指した一定の活動期間における就労活動を支援するものであり、その連續した活動期間を支給対象とする。この場合、局長通知第7の2の(9)の方により確認した結果、支給要件を満たさずに支給されなかつた期間を含めることとし、課長通知問97にいう傷病等のやむを得ない理由で求職活動を継続することが困難と保護の実施機関が判断し、支給対象外となった期間を除くものとする。」と記している。
- (11) 自立支援係長事務連絡Q12のAは、「支給対象期間の延長については、これまでの求職活動の取組状況及び活動結果(例:複数回面接選考に進んだ実績がある等)を踏まえ、集中的な支援の継続が効果的と判断される場合に認めて差し支えないものとする。また、支給対象期間の再延長については、求職活動の取組状況及び活動結果(例:現在、最終面接選考を控えているなど)を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないものとする。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された、本件審査請求の諮問書の添付書類(事件記録)及び審査請求人が行った他の審査請求(令和3年度諮問第39号)の諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年3月13日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

処分庁の新規申請調査ケース記録票には、保護申請の事由の欄に「○○○○○○○の母名義の持家で単身生活し、平成27年5月1日から保護を受給していたが、(中略)平成29年3月12日に当○に転居する。求職活動はしてきたが、就職には至らず、当○にて生活保護を受給したいということで来所。(後略)」と、生活歴の欄に「(前略)大学卒業後(中略)(○○○メーカー)でルートセイルス営業担当自己都合で離職H10年~H11.3(中略)市役所(○○○主事)H16.5~H16.8(中略)非常勤職員○○○○調査H19.4~H20.3(中略)非常勤職員H21~H22(中略)非常勤職員《保護歴》H22.10.5~H23.2.28(中略)H23.3.1~H26.9.20(中略)H26.9.21~H26.10.29(中略)H27.5.1~H29.3.12(後略)」と記載されている。

- (2) 平成29年4月3日、審査請求人は、処分庁を訪問し「保護開始(変更)申請書」に同年3月分の求職活動状況申告書別紙及び審査請求人が作成し

た本件確認書1等を併せて提出し、同年4月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。

本件確認書1には、活動期間として、「平成29年3月13日～平成29年9月12日」と記載されている。

同月17日付けで、処分庁は、上記申請を却下する内容の処分を行った。

- (3) 平成29年5月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年5月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月11日付けで、処分庁は却下決定する内容の処分を行った。
- (4) 平成29年6月2日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年6月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月15日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。
- (5) 平成29年7月3日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年7月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月13日付けで、処分庁は支給決定する内容の処分を行った。
- (6) 平成29年8月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年8月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行い、同月10日付けで、処分庁は決支給定する内容の処分を行った。
- (7) 平成29年9月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年9月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。
- (8) 平成29年9月5日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件確認書2を提出した。

本件確認書2には、活動期間として、「平成29年9月13日～平成29年12月12日」と記載されている。

- (9) 平成29年9月6日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「4. 問題点」の欄に「1 促進費の支給対象期間は活動期間（平成29年3月13日～9月12日）の初月を除く5ヵ月（4月～8月）であり、今回の申請は対象期間を超えていたため、却下とするか。 2

（主）〔審査請求人〕より、支給対象期間を延長するよう申立てがあったが、集中的な支援の継続が効果的と判断し期間を延長するか。（後略）と、「5. 結論」の欄に「1 及び 2について→これまで6ヵ月間の求職活動状況を確認したところ、毎月一定数の求職応募をし、面接も複数回受けているものの採用には至っていない。また、（主）は総合就職サポート事業及びHW〔ハローワーク〕事業を活用せずに自己活動を続けているため、これまでの求職活動状況及び面接状況について今後の効果が客観的に判断できない。これらの状況を総合的に判断し、延長は認めず、本申請は支給対象期間を超えていたため申請を却下する。（後略）」と記載されている。

- (10) 平成29年9月12日付けで、処分庁は、前記（7）に記載の申請を却

下決定する内容の処分を行った。

- (11) 平成29年10月2日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年10月分の就労活動促進費の支給を求める申請を行った。
- (12) 平成29年10月4日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「4. 問題点」の欄には、「1.9月27日付け促進費（9月分）の再申請について、9月6日付けケース診断会議の内容と同様に、延長は認めず申請を却下してよいか。2.10月2日付け促進費（10月分）の申請について、延長は認めず申請を却下してよいか。（後略）」と、「5. 結論」の欄には「1について 平成29年3月13日～平成29年9月12日

（4月3日付け自立活動確認書〔本件確認書1〕における活動期間）の求職活動状況を検討し、以下の状況から、就労活動促進費の支給対象期間を延長することが、早期就労による保護脱却に効果的であると判断できないため、申請を却下する。・面接を複数回受けてはいるものの二次以降の面接に進んだ実績がない。・同じ求人先に何度も応募するなど、求人の応募先に偏りがある。 2について 上記の通り、支給対象期間を延長しないため、申請を却下する。（後略）」と記載されている。

- (13) 平成29年10月10日付けで、処分庁は、前記（11）に記載の申請を却下決定する内容の処分を行った。
- (14) 平成29年11月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年11月分の就労活動促進費の支給を求める旨の申請を行った。
- (15) 平成29年11月8日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票の「4. 問題点」の欄には、「①9月及び10月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、11月分促進費についても申請を却下してもよいか。」と、「5. 結論」の欄には、「①について（中略）平成29年4月3日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しているため、11月分促進費についても申請を却下する。（後略）」と記載されている。

- (16) 平成29年11月13日付けで、処分庁は、前記（14）に記載の申請を却下決定する内容の処分を行った。
- (17) 平成29年12月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年12月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請1を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、11月分の求職活動状況は、6日間に7件の求人に応募し、求職結果が判明している6件について、うち1件は面接が実施され、5件は面接の実施はなく不採用であった。

同日、審査請求人は、自立活動確認書を提出した。なお、当該確認書には、活動期間として、「平成29年12月13日～平成30年3月12日」と記載されている。

(18) 平成29年12月6日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「4. 問題点」の欄に「①9月～11月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、12月分促進費についても申請を却下してもよいか。(後略)」、「5. 結論」の欄に「①について(中略) 平成29年4月3日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、12月分申請を却下する。(後略)」と記載されている。

(19) 平成29年12月13日付けで、処分庁は、本件申請1を却下決定する内容の本件処分1を行った。

本件処分1の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立活動確認書〔本件確認書1〕における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しており、延長しない限り再延長を認めることができないため。」と記載されている。

(20) 平成30年1月4日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年1月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請2を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、平成29年12月分の求職活動状況は、6日間に同一の求職先の3件の求人を含む8件に応募し、求職結果が判明している4件について、2件は面接が実施され、2件は面接の実施はなく不採用であった。

(21) 平成30年1月11日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「4. 問題点」の欄に「①9月～12月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、1月分促進費についても申請を却下してもよいか。(後略)」、「5. 結論」の欄に「①について(中略) 平成29年4月3日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、1月分申請を却下する。(後略)」と記載されている。

(22) 平成30年1月17日付けで、処分庁は、本件申請2を却下決定する内容の本件処分2を行った。

本件処分2の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

(23) 平成30年2月1日、審査請求人は、処分庁を訪問し、同年2月分の就労活動促進費の支給を求める本件申請3を行った。なお、審査請求人が提出した求職活動状況申告書別紙によると、1月分の求職活動状況は、6日間に同一の求職先の2件の求人を含む9件に応募し、求職結果が判明している

6件について、3件は面接が実施され、3件は面接の実施はなく不採用であった。

(24) 平成30年2月7日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、「4. 問題点」の欄に「①9月～12月分就労活動促進費と同様、支給対象期間を延長しないことを実施機関が決定しているため、2月分促進費についても申請を却下してもよいか。(後略)」、「5. 結論」の欄に「①について(中略) 平成29年4月3日付け自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しており、延長していない限りは再延長についても認められないため、2月分申請を却下する。(後略)」と記載されている。

(25) 平成30年2月14日付けで、処分庁は、本件申請3を却下決定する内容の本件処分3を行った。

本件処分3の通知書の却下の理由の欄には、「平成29年4月3日付自立活動確認書における就労活動促進費の支給対象期間を延長、再延長しないことを実施機関が決定しているため。」と記載されている。

(26) 平成30年2月28日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 審査請求人は、処分庁へ提出した資料等は、就労活動促進費の支給要件を満たしていると考えることができるにもかかわらず、これに該当しないとして行った本件処分は、不当であり、違法である旨主張する。

前記1(5)のとおり、局長通知は、就労活動促進費の支給要件として、「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」と示している。

就労活動促進費の支給対象期間については、①前記1(5)の局長通知において、支給対象期間は、原則6ヶ月以内とするとしているところ、②前記1(8)の課長通知において、支給対象期間の延長は、活動期間終了時点での該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、認めて差し支えないとされており、③前記1(11)の自立支援係長事務連絡において、支給対象期間の再延長は、求職活動の取組状況及び活動結果(例:現在、最終面接選考を控えているなど)を踏まえ、就職の蓋然性が高いと保護の実施機関が判断される場合に認めて差し支えないとされている。これらの通知等の内容には不合理な点は認められない。

(2) そこで、本件処分までの経緯についてみると、前記2のとおり、①本件確認書1の活動期間は平成29年3月13日から同年9月12日であること、②処分庁は、同年9月5日に本件確認書2の提出を受け、同月6日に開催し

たケース診断会議において、これまでの6か月間の求職活動状況を確認したが採用に至っておらず、これまでの求職活動及び面接の状況から今後の効果が客観的に判断できないという状況を総合的に判断し、支給対象期間の延長を認めないことを決定し、同年9月分の就労活動促進費の支給申請を却下することを決定したこと、③処分庁は、同年10月分及び同年11月分の就労活動促進費の支給申請について、ケース診断会議において9月分における判断と同様に、就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを確認し、これらの支給申請を却下することを決定したこと、④処分庁は、本件申請1について、ケース診断会議において、既に就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定しているため、延長していない限りは再延長は認められない旨決定し、本件処分1を行ったこと、⑤処分庁は、本件申請2及び本件申請3について、それぞれケース診断会議において検討の上、就労活動促進費の支給対象期間を再延長しないことが決定されていることを理由として、本件処分2及び本件処分3を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は就労活動促進費の支給対象期間を延長しないことを決定し、その決定を踏まえ、延長しない限り再延長を認めるることはできないとの判断を経て、本件処分を行ったものと言える。

(3) 次に、審査請求人の求職活動及び就労の状況についてみると、前記2のとおり、審査請求人は、①平成29年4月分から同年11月分までの就労活動促進費の支給申請を行い、就労活動促進費の支給対象期間中に求職活動を行ってきたが就労に至らなかったこと、②複数の保護の実施機関において保護を受給し、求職活動を行ってきたが就労に至らなかったことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、就労活動促進費の支給対象期間において、多数の求職活動を行っていたことが認められる一方で、そのいずれも就労には至らなかった。こうした事実を踏まえると、処分庁が、審査請求人の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとの判断を行わず、支給対象期間を延長しないと判断したことをもって、処分庁の判断に不合理な点を認めるることはできない。

そうすると、就労活動促進費の支給対象期間を延長しない限り再延長を認めることができないとの処分庁の判断にも不合理な点は認められない。

(4) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員（部会長）曾和俊文
委員船戸貴美子

委員

前田 雅子